

## 《適切ではない事例》

- ① セグメント情報等の注記において、主要な顧客名が非開示（主要な顧客に関する匿名開示）

【連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則様式第二号記載上の注意6/セグメント情報等の開示に関する会計基準第32項、同適用指針第18項】

- ② 主な資産及び負債の内容において、受取手形及び売掛金等の主な相手先名が非開示

【企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(54)で準用する同令第二号様式記載上の注意(73)b,d】

- ③ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、生産、受注及び販売の実績における主要な販売先の名称が非開示

【企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(12)で準用する同令第二号様式記載上の注意(32)a(d)】

- ④ 企業結合等関係注記において、被取得企業の取得原価等が非開示

【連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12第1項第3号/企業結合に関する会計基準第49項(3)】